

報告第7号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月3日提出

岬町長 田 代 堯

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年3月31日（日）午前11時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 南海本線みさき公園前 |
| 3 | 損害賠償及び
和解の相手方 | 岬町
個人 |
| 4 | 事故の概要 | みさき公園駅タクシー乗り場横にて、バスを駐車レーンに駐車するためバックした際に、間を通り抜けようとする軽自動車と接触した。 |
| 5 | 損害賠償の額 | 対物損害賠償 159,000円 |

（理 由）

本件は、町長の専決処分事項の指定（平成18年3月23日議決）に定める町長において専決処分することができる事項（1件50万円以下において、法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。）に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月22日専決

岬町長 田 代 堯